

(4) 上大島町自治会選挙管理委員会規則

2010.3.07

(総則)

第 1 条 この規則は、上大島町自治会規約第 6 条に定める役員選任を円滑に行うために設けた選挙管理委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(委員会の構成と任期)

第 2 条 委員会は、各組の伍長をもって構成する。

2 委員会には、委員長 1 名(伍長会長)、副委員長 1 名(副伍長会長)を置く

3 選挙管理委員長は、委員会を代表しその業務を統括する。

4 委員の任期は、当該年度の定期総会より次年度の定期総会で役員の選任が終了した時点までとする。

(委員会の任務)

第 3 条 委員会の任務は次のとおりとする。

- 一 役員選挙の告示及び選挙結果の発表
- 二 役員立候補の届け出で書の受理及び意思の確認
- 三 役職ごとに定数を超える立候補者がある場合は、投票所の管理並びに投票、開票及び当選者の告示等の実施要領の作成

(役員立候補の期間及び投票日)

第 4 条 役員選挙は原則として 2 月中(隔年)に告示するものとする。

2 委員会は、選挙日(投票日)の少なくとも 15 日前に告示しなければならない。

3 役員選挙立候補締め切り日は、選挙日(投票日)の 8 日前とする。

(役員候補者の届出)

第 5 条 役員に立候補しようとする者は、選挙告示日から立候補締め切り日までに立候補届を、委員会に届出するものとする。

2 届出用紙には次の事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名および印、住所、電話番号、組名、班名
- (2) 立候補する役職名
- 3 届出書には、委員会が、受付番号および受付日を表示する。

(選挙権および被選挙権)

第 6 条 選挙権および被選挙権は、1 2 月 1 日までに入会した会員が有するものとする。

(投票選挙)

第 7 条 立候補者が定数を超える役職がある場合は、その役職についてのみ、全会員による無記名投票を行う。

2 投票選挙については、委員会が投票日時、投票場、投票役職名および候補者名を明記して告示する。

(投票用紙の様式と投票要領)

第 8 条 役職名で定数以上の候補者がある場合の投票用紙の様式は次のとおりとする。

- (1) 各役職に対し、1 票とする。
- (2) 役職別に候補者名を記載した用紙とする。
- (3) その役職に記載されている候補者 1 名に 印を付す。
- (4) 投票用紙は自治会印のある用紙とする。

(無効投票)

第 9 条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 同一役職の候補者に 印を 2 以上付したもの
- (3) 印を確認しがたいもの

(選挙立会人)

第 10 条 選挙立会人は、立候補者が指名するもの 1 名(各候補につき)および委員会が伍長の中から指名する若干名とする。

(開票と当選者の確認)

第 11 条 委員会は、投票終了後直ちに開票を行い、当選者を確認し、立候補者および

立会人に当選を通知する。
2 当選は、得票数の多い順とし、得票同数のときは、立候補届出書の早い順で決する。

(当選者の告示)

第12条 委員会は、選挙の結果を次により告示する。

- (1) 投票選挙の結果、当選した者
- (2) 候補者が定数以下により当選した者

(定数補充の委任)

第13条 立候補者が定数に満たない役職については、伍長会が、立候補締切日から14日間候補者推薦をできるものとする。

2 前項の候補者推薦を受諾した者については、伍長会が委員会に届け出ることとし、その場合は、役員選挙に準じた方法で、信任投票を行うものとする。

3 前項によるも、なお、定数に満たない役職がある場合は、その補充として、委員会が、選挙日(投票日)から40日以内に、既に選出されている班長の互選に基づき選出する。

(役員欠員補充)

第14条 役員(会長を除く)に欠員が生じた場合の補充については、伍長会が伍長の互選に基づき選任する。ただし、役員(会長を除く)の各役職において、一部の欠員が生じた場合は、役員会の議を経て、その補充選任を行わず、または他の役員に兼務させることができる。

(役員補充の選任)

第15条 総会において規則の改正が議決され、役員定数の増員が行われた場合は、当該年度に限り役員会推薦および伍長の互選に基づき選任する。ただし、推薦、互選の期間は委員会が決定する。

(運営要領の委任)

第16条 委員会は、運営要領を定め業務を遂行することができる。

(規則の解釈)

第17条 役員会および委員会が協議して決定する。

(規則の改正)

第18条 この規則の改正は、総会の議決により行う。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。